

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20181210	広芸運輸株式会社 法人番号(7240001003211) 代表者 洪川寿一	広島県広島市西区山田町310-1	本社営業所	広島県広島市西区山田町310-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	酒気帯び運転をしたとして、山口県公安委員会から通知を受けたことを端緒として、平成30年6月18日、同年8月8日及び同年8月30日に監査を実施。13件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(11)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(12)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(13)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20181214	株式会社グローバル 法人番号(8250001008596) 代表者 横瀬憲導	山口県防府市大字新田字築地2039-3	本社営業所	山口県防府市大字新田字築地2039-3	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成30年5月21日及び同年5月23日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)	4	4

20181217	有限会社近棟運送 法人番号(9250002 003216) 代表者近棟稔	山口県防府市大字新田2 75-5	本店営業所	山口県防府市大字新田字 西百間町275-5	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成30年6月22日、 同年7月9日及び同年9月10日に監査を実 施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等 告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健 康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6 項)(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安 全規則第9条の5第1項)(4)運転者に対する 指導監督の記録義務違反(安全規則第10条 第1項)	0	0
20181219	日生運輸株式会社 法人番号(7260001 021665) 代表者伊賀資耕	岡山県備前市伊里中588 -1	本社営業所	岡山県備前市伊里中578 -1	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成30年7月30日及 び同年8月28日に監査を実施。5件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安 全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違 反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項) (3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7 条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安 全規則第8条第1項)(5)整備管理者の研修 受講義務違反(安全規則第15条)	4	4
20181219	有限会社石田貨物 法人番号(4250002 011628) 代表者境田孝治	山口県下関市豊浦町大字 川棚1534-15	本店営業所	山口県下関市豊浦町大字 川棚1534-14	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30 年5月31日、同年6月13日及び同年6月28 日に監査を実施。6件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3 条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則 第7条第1項、第2項及び第3項)(3)乗務等 の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項) (4)運転者に対する指導監督義務違反(安全 規則第10条第1項)(5)運転者に対する指導 監督の記録義務違反(安全規則第10条第1 項)(6)運転者に対する指導監督の記録事項 義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2